

通学バス運営委員について

通学バスを利用する児童・生徒の保護者は、バス利用登録年月日の古い順にバス運営委員を担当します。

※2021年度より、通学バス会社変更に伴い、「バス地区委員代表・バス地区委員」は、役割と活動内容が一本化され、「バス運営委員」と名称が変更になりました。

(1) バス運営委員選出スケジュール

- ①バス会社より、通学バス利用者名簿を受け取る。
- ②前年度1月中まで・前年度バス運営委員が、次期バス運営委員予定者（次点）を3～4名くらいまで確認し、PTA会長、副会長に知らせ、情報共有する。
- ③2月中旬・2月にあるPTA委員選出の後、次期バス運営委員予定者（2名）にバス運営委員の決定連絡を行う。
- ④2月下旬・次期バス運営委員と引継ぎを行う。
- ⑤3月・任期開始
- ⑥バス運営委員決定後も、帰任等で委員の変更があった場合は、その都度PTA会長、副会長に知らせ、情報共有をする。

《補足》

現在、家庭数減少によりPTA委員とバス運営委員両方の捻出が難しい学年があります。

次期バス運営委員予定者に決定連絡をする前に、必ず、PTA会長・副会長に報告と情報共有をしていただき、連携をとるようご協力お願いいたします。

また、次期運営委員予定者には、前もって次点という認識共有していただけると、来馬されたばかりの方やバス運営委員が初めての方でも、スムーズな委員選出に繋がります。

(2) 委員選出の仕方

対象者：バス運営委員経験者を除く全保護者

※2021年度以前のバス地区委員代表、バス地区委員も経験者とする。

方法： ルート1とルート2を合わせた人数のうち、バス運営委員経験者を除き、バス利用登録年月日の古い順に2名を選出

(経験者が一巡したら、登録年月日の古い順に戻ります。)

ルート1・EastLedang, Horizon1, Horizon2, FGJB(R&FMall), Senibong

ルート2・MolekPine3, MolekPine4

※2021年度から、バス活動内容の外部委託により、ルート毎にバス運営委員を選出する必要性がなくなった為、バス利用者保護者全体（対象者）の中から2名選出に変更となりました。

(例外)

- ① 中3保護者(受験生の保護者)、妊婦等が選出対象者である場合
- ② 何らかの理由でバス運営委員が担当できない場合
- ③ バス利用登録年月日が同じ場合

上記の場合は、前年度委員と次期バス運営委員予定者(次点)の方で、十分に話し合
って(一年先へ繰り越して次の方が引き継ぐや、免除等)決めてください。

(3) 委員の任期

任期：3月1日～翌年度3月

中学3年生の保護者は、受験準備に配慮し任期を1学期終了までとしますので、早めの引継ぎ
をお願いします。

(4) 引継ぎ

前年度バス委員は、選出されたバス運営委員が3月新体制でのスタートが円滑に出来るよう、
速やかに引き継ぎをしてください。

(5) バス運営委員の主な活動内容

- ①通学バス運営委員会の開催・進行・議事録の作成等
- ②バス会社から通学バス利用者名簿の受領と保管
- ③日本人学校事務局職員からの会計報告の受領
- ④バス試乗会への協力
- ⑤バス会社との個別の案件以外の折衝
- ⑥バス会社との契約内容見直し(契約期間ごと)
- ⑦通学バスに関する諸問題(料金・路線(ルート)・定員等)の審議・解決
- ⑧「通学バス運営委員会会則」、「通学バス運行規則」、「通学バスご利用の手引き」、その他資料の
更新

※詳細は、「ジョホール日本人学校 通学バス運営委員会会則」や、引継ぎ資料でご確認ください。